

2025年12月26日

株主各位

東京都台東区上野五丁目7番11号  
株式会社アーリーワークス  
代表取締役 小林 聖

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年1月15日（木曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2026年1月16日（金曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分
2. 場所 東京都台東区上野五丁目7番11号  
MRビル3階 当社本店会議室
3. 決議事項  
第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件  
第2号議案 第三者割当による種類株式（Series P 株式）発行の件  
（条件付き）  
第3号議案 第三者割当による新株予約権発行の件  
第4号議案 定款の一部変更の件  
第5号議案 取締役2名選任の件  
第6号議案 取締役に対する報酬等の決定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://e-arly.works/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

株主総会参考書類

**第1号議案 第三者割当による募集株式発行の件**

会社法第199条及び第200条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

**1. 募集株式の内容**

**(1) 募集株式の数**

普通株式 3,049,000 株

**(2) 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法**

1株につき 0.0001 米ドル

**(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間**

本株主総会による決議日の翌日以降から 2026 年 4 月 30 日まで

**(4) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項**

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

**(5) 割当先**

第三者割当（Perpetual Markets 社の株主。ただし、Perpetual Markets 社の株主が ADR の取得を希望する場合には、その指示に従って The Bank of New York Mellon Corporation（The Bank of New York Mellon as depositary bank for DR holders）（米国預託証券の預託機関）に割り当てる。）

**(6) その他**

本募集株式の発行は、当社が合理的に満足する内容での Perpetual Markets 社の買収に関するデューディリジェンスの完了を条件として実行されます。

## 2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行する理由

本議案および第 2 号議案による株式の発行は、当社が Perpetual Markets 社の発行済株式の 100%を取得し、同社を子会社とすることを目的として行う取引の一環として行う（当該取引の対価の一部として発行する）ものです。

当社は、本議案にかかる株式を Perpetual Markets 社の株主に発行することを条件として、15,000,000 米ドルの現金対価で同社株主から同社の発行済株式の 100%を取得します。

Perpetual Markets 社は、ブロック・チェーン技術を基盤にした次世代金融インフラ／プラットフォーム事業を行う会社です。同社を子会社することにより、当社の海外事業への進出、また当社が保有するブロック・チェーン技術と Perpetual Markets 社が持つ事業ノウハウを組み合わせることで売上の向上およびグローバル市場でのブロック・チェーン技術の浸透などのシナジーを期待することができます。

このことは、当社の中長期的な成長戦略に資するとともに、株価（米国 Nasdaq に上場している当社の ADR 価格）にも積極的な影響を与えるものと考えております。

このようなことから、当社にとって、Perpetual Markets 社の子会社化は、経営戦略上の大きな価値が含まれており、株主の皆様利益にも資するものと考えられるとともに、かかる価値を含む同社の子会社化を実現するために、対価の全てを現金とするのではなく、その対価の一部として本議案にかかる株式を発行することは相当であり、かつ、当社にとって合理的であると考えております。

こうした理由から、1. (2)に掲げる払込金額にて本募集株式の発行を行いたいと考えております。

### 【参考：Perpetual Markets 社の概要】

名称 Perpetual Markets Ltd.

所在地 21 Kasou, 1086 Nicosia, Cyprus

代表者 Panagiota Ziourti

事業内容 ブロック・チェーン技術を基盤にした次世代金融インフラ／プラットフォーム事業

設立年月日 2023 年 9 月 19 日

## 第2号議案 第三者割当による種類株式（Series P 株式）発行の件（条件付き）

会社法第199条、第200条に基づき、Series P 株式を、下記の要領にて、払込金額が引受人に特に有利な金額で第三者割当により発行することにつき、ご承認をお願いするものがあります。ただし、本議案に基づく株式の発行は、第4号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されること等を条件として実行されます。

### 1. 募集株式の内容

#### (1) 募集株式の数

Series P 種類株式 53,051,000 株

(2) 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

1 株につき 0.0001 米ドル

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

決議日の翌日以降から 2026 年 4 月 30 日まで

(4) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 割当先

第三者割当（Perpetual Markets 社の株主）

(6) その他

本募集株式の発行は、第4号議案（定款一部変更の件）が原案どおり承認可決されること、および当社が合理的に満足する内容での Perpetual Markets 社の買収に関するデューデリジェンスの完了を条件として実行されます。

なお、Series P 株式の普通株式への転換は、会社法および定款の定めに従い、株主総会の承認を条件として行われるものとします。

### 2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行する理由

本議案に基づく Series P 株式の発行は、第 1 号議案にかかる普通株式の発行と同じく、当社が Perpetual Markets 社の発行済株式の 100%を取得し、同社を子会社とすることを目的として行う取引の一環として行うものです（第 1 号議案参照）。

なお、Series P 株式の内容は第 4 号議案（定款一部変更の件）記載のとおりであるところ、Series P 株式の普通株式への転換は、会社法および定款の定めに従い、株主総会の承認を条件として行われるものとします。

また、上述の条件に加え、Series P 株式の普通株式への転換は、Perpetual Markets 社の業績目標の達成等を条件とし、当該条件の詳細は Series P 株式の株主と当社との間の契約により定められる予定です。

このように、本議案に基づき発行される Series P 株式の普通株式への転換は、Perpetual Markets 社の業績達成等を前提として価値が実現されることを想定したものであり、Series P 株式の普通株式への転換がなされる場合には、Perpetual Markets 社の当社及び株主の皆様への利益への寄与がなされているものと考えられます。

こうした理由から、1. (2)に掲げる払込金額にて本募集株式の発行を行いたいと考えております。

### 第3号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な金額で新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

#### 1. 新株予約権の内容

##### (1) 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権は、1個当たり普通株式1株を目的とする。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

##### (2) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の算定方法

1個につき1米ドル。

なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割または併合の比率

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または当社組織再編による交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×{既発行株式数+新規発行株式数×1株あたりの払込金額÷新規発行前の1株あたりの時価}÷(既発行株式数+新規発行株式数)

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自

己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い行使価額の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会による決議日から3ヶ月以内に締結される割当契約の発効日から3年後の応答日まで。

### (4) 新株予約権の行使の条件

なし。

### (5) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

なし。

### (6) 組織再編時の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合には、かかる行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編後新会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編後新会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a) 交付する再編後新会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- b) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類および数  
株式の種類については、再編後新会社の普通株式とする。  
株式の数については、(1)に準じて決定する。
- c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法  
(2)に準じて決定する。
- d) 新株予約権行使期間

(3)に定める期間の開始日または合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転の効力発生日のいずれか遅い日から(3)に定める期間の満了日までとする。

- e) 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金  
(9)に定めるところと同様とする。
- f) 新株予約権の取得事由および条件  
なし。
- g) 新株予約権の譲渡制限等  
なし。
- h) 新株予約権の行使の条件  
なし。

#### **(7) 新株予約権の譲渡制限**

なし。

#### **(8) 新株予約権証券の発行**

発行しない。

#### **(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項**

- a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上a)の資本金等増加限度額から上a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### **2. 新株予約権の総数**

12,500,000 個

### **3. 新株予約権と引換に払い込む金銭**

なし

#### 4. 割当先

第三者割当

#### 5. 募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件で募集新株予約権を発行する理由

本募集新株予約権の発行は、当社の中長期的な資本政策および成長戦略の一環として行われるものであり、当社が Perpetual Markets 社の発行済株式の 100%を取得し、同社を子会社化することを目的とした取引における現金対価の支払原資の確保その他のための将来における機動的な資金調達手段を確保するとともに、当社の事業価値向上に向けた戦略的パートナーとの関係強化を目的とするものです。

本新株予約権は、現時点での資金調達を目的とするものではなく、行使がなされた場合に初めて資金が払込まれ、普通株式が発行される性質のものであるとともに、本新株予約権の発行は、前記目的のとおり今後の当社の経営戦略を推進するために必要なものであり、当社の近時の株価（米国 Nasdaq に上場している当社の ADR 価格）推移状況、前記目的を達成するための必要性等に鑑み、行使価格・行使期間等の条件は合理的であると考えられることから、既存株主の利益を不当に害するものではないと考えております。

以上の理由により、本議案の条件にて本募集新株予約権の発行を行いたいと考えております。

#### 6. その他

なし

#### 第4号議案 定款の一部変更の件

定款を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

##### 1. 商号の変更

議案第1号に従った Perpetual Markets 社の買収を含む、将来的な事業展開を見据え、当社は社名を「株式会社 Perpetuals.com」に変更（リブランディング）いたします。

変更前	変更後
(商号) 第1条 当社は、株式会社アーリーワークスと称し、英文では Earlyworks Co., Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は、株式会社 Perpetuals.com と称し、英文では Perpetuals.com Ltd.と表示する。

##### 2. 発行可能株式総数の変更（条件付き）

第1号議案および第2号議案に基づく募集株式の発行がそれぞれ実行されることを条件として、当社の発行可能株式総数を次のとおり変更いたします。

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,300,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>285,411,408</u> 株とする。

##### 3. 発行可能種類株式総数

Perpetual Markets 社の買収のために用いる Series P 株式の発行のため、次のとおり発行可能種類株式総数を定めます。

変更前	変更後
—	(発行可能種類株式総数) 第6条の2 当社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1. 普通株式 232,360,408株 2. Series P 株式 53,051,000株

#### 4. 種類株式 (Series P 株式) の発行

Perpetual Markets 社の買収のために用いる Series P 株式の発行のため、次のとおり Series P 株式の内容を定めます。

変更前	変更後
—	<p>(Series P 株式)</p> <p>第 6 条の 3 Series P 株式の発行可能種類株式総数の変更には、Series P 株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。</p> <p>2) 当社は、Series P 株式の株主に対して、剰余金の配当を行わない。</p> <p>3) Series P 株式の株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>4) 当社は、残余財産を分配するときは、Series P 株式の株主に対して、普通株式を有する株主に先立ち、1 株につき、1 米ドルを発行されている Series P 株式の数 (自己株式の数を除く。) で除した金額を支払う。ただし、株主総会で反対の決議がなされた場合はこの限りではない。</p> <p>5) Series P 株式の株主は、法令に従い、当社に対して、Series P 株式 1 株当たり普通株式 1 株の交付と引換に、Series P 株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。ただし、これを承認する株主総会の決議がなされることを条件とする。</p>

## 5. 株券の発行

当社は米国預託証券（ADS）を発行しており、主にその事務のために、株券を発行しています。今後、ADS を通じた大規模な増資を行う場合、現在の株券の種類のみでは、大量に株券を発行する必要があります。こうした事務負担の軽減のため、発行する株券の種類を変更します。

変更前	変更後
<p>（株券の発行）</p> <p>第8条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。</p> <p>2）当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券及び10,000,000株券の8種類とする。</p>	<p>（株券の発行）</p> <p>第8条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。</p> <p>2）当社の発行する株券は、1株券、10株券、100株券、1,000株券、10,000株券、100,000株券、1,000,000株券及び10,000,000株券の8種類とする。ただし、会社が必要と認める場合には、これらの株数と異なる株数を表示した株券を発行することができる。</p>

## 第5号議案 取締役2名選任の件

第1号議案及び第2号議案に関する Perpetual Markets 社の子会社化を含めて、今後の当社の海外戦略を推進するため、新たに次の2名の取締役の選任につき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. Patrick Gruhn

生年月日	1981年6月17日
略歴	デジタル金融、プラットフォームビジネスおよびグローバル事業開発の分野において、10年以上にわたり経営執行に携わる。 2016年より Kephas Corporation を創業し、最高経営責任者（CEO）兼社長として、事業戦略の立案・実行、コーポレートオペレーションの統括、財務管理、規制対応および投資家対応を含む経営全般を主導してきた。 また、欧州を拠点とする Kephas Stiftung gemeinnützige GmbH においても CEO を務め、国際的な組織運営およびガバナンスに関する知見を有する。
重要な兼職	・ Kephas Corporation Chief Executive Officer / President ・ Kephas Stiftung gemeinnützige GmbH Chief Executive Officer
保有株式数	0株

#### 【取締役候補者とした理由】

Gruhn 氏は、Kephas Corporation の創業者兼 CEO として、デジタル金融およびプラットフォーム事業における豊富な経営執行経験を有しており、グローバル事業の立ち上げ・成長を主導してきました。当社による Perpetual Markets 社の子会社化後においては、海外事業戦略の推進、事業統合の円滑な実行および中長期的な企業価値向上に大きく寄与することが期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

#### (注)

1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社と Patrick Gruhn 氏とは、会社法第430条の2第1項の規定に基づき、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。

3. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者に含む、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。Patrick Gruhn 氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 2. Matthew Nicoletti

生年月日	1986 年 4 月 20 日
略歴	<p>マシュー・ニコレッティ氏は、経営コンサルティング、資本市場アドバイザーおよび不動産開発分野において、実務主導型の経営経験を有する経営者です。</p> <p>2015 年より Vadar Management LLC の CEO として、米国のプライベート・エクイティ、ファミリーオフィスおよび独立系スポンサーが保有するローワー・ミドルマーケット企業を中心に、オペレーショナル・バリューアップ、PMI（買収後統合）、KPI 設計、組織改革、EBITDA 改善等を主導してきました。同社は、元 CEO・COO 等の実務経験者を経営現場に直接送り込む「オペレーター常駐型モデル」を特徴としており、過去数年間で平均 EBITDA マージンの大幅改善実績を有しています。</p> <p>また、One9 LLC のマネージングメンバーとして、米国資本市場における上場支援・資本政策アドバイザーに従事し、リバースマージャー、IPO、SPAC、Nasdaq・NYSE・OTC 市場への上場支援、SEC 対応、コーポレートガバナンス構築等を包括的に支援しています。</p> <p>さらに、2022 年以降は Distinguished LLC の CEO 兼マネージングメンバーとして、不動産開発・投資事業を展開し、複数州にまたがる高付加価値不動産プロジェクトの企画、資金調達、開発・運営を統括しています。</p>
重要な兼職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ Vadar Management LLC Chief Executive Officer</li> <li>・ One9 LLC Managing Member</li> <li>・ Distinguished LLC Chief Executive Officer / Managing Member</li> </ul>

保有株式数	0株
-------	----

**【取締役候補者とした理由】**

Matthew Nicoletti 氏は、企業価値向上を目的とした実行力の高いオペレーショナル改善、米国資本市場における上場・資本政策に関する実務経験、ならびに複数事業領域にまたがる経営判断経験を有しております。

これらの知見を活かし、当社の経営に対する独立した立場からの監督および助言が期待できることから、社外取締役として選任をお願いするものです。

(注)

1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. Matthew Nicoletti 氏は社外取締役候補です。
3. 当社と Matthew Nicoletti 氏とは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。
4. 当社と Matthew Nicoletti 氏とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者に含む、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。Matthew Nicoletti 氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役に対する報酬等の決定の件

当社の取締役報酬の金銭報酬は、2019年7月1日開催の株主総会において年額96,000,000円以内（24,000,000円の社外取締役に対する報酬を含む。）とご承認をいただいておりますが、この報酬枠とは別枠で、取締役に対して、企業価値向上に向けてのインセンティブを付与することを目的として、金銭での年次賞与を新たに支給したいと存じます。この年次賞与は、当社の連結純利益の10%を全体総額の上限（ボーナス・プール）とし、各取締役に対する個別報酬額及びその支給時期は取締役会にて決定します。本議案にかかる報酬の対象となる取締役の員数は、第5号議案が原案どおり承認可決されますと、7人となります。

本議案の内容は、取締役に対して企業価値向上に向けてのインセンティブを付与するために必要かつ合理的なものであり、相当であると考えております。

